

8 公費負担

みんなの願いきれいな選挙



届出書類等への押印等

これまで、各種届出等の書類に必要な押印については、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合には不要となりました。

よって、届出等の際は、これまでの記名押印による方法に加え、名義人本人の署名又は以下で説明する本人確認等による方法を選択し、届出書類等を作成してください。

届出書類等の提出方法

原則として下記①～④のいずれかの方法により、その書類の真正性を確認しますので、選択した方法により必要となるものを準備してください。

(1)本人確認等による方法(押印不要)

① 届出等の名義人本人が届け出る場合

届出等の名義人本人の本人確認書類の提示又は提出

② 代理人が届け出る場合

以下の書類の掲示又は提出

- ・委任状(代理人の氏名、令和5年4月23日執行の加茂市長選挙・加茂市議会議員一般選挙に係るものであること、届出等の名義人が当該代理人に届出等を委任する旨の3点が記載されており、届出等の名義人の署名又は記名押印があるもの)

・代理人の本人確認書類

(2)その他の方法

③ 届出書類等に名義人本人が署名(押印不要)

④ 届出書類等に名義人本人の記名押印(押印必要)

<記載例>

①② 名義人本人の記名 + 本人確認書類等

氏名 選挙 太郎

+ { 本人確認書類の例
・マイナンバーカード
・運転免許証、住民票の写し等 }

※ 本人確認書類や委任状を掲示する場合は、選挙管理委員会で当該書類の写し(コピー)をとった上、保管しますのでご了承ください。

③ 名義人本人による署名(自署)

氏名 選挙 太郎

※ 名義人本人が手書きで記載する方法です。

④ 名義人本人記名 + 押印(記名押印)

氏名 選挙 太郎 (選挙)

※ 印刷・ゴム印等で印字した氏名や、名義人本人以外が記載した氏名は記名です。

※ ③、④による場合は本人確認書類や委任状の掲示又は提出は不要です。

届出書類等の訂正方法

名義人本人の印鑑による訂正印のほか、名義人本人の署名による訂正も可能です。

また、上記②より、代理人の本人確認及び当該代理人に訂正が委任されていることの確認ができる場合は、代理人の印鑑による訂正印や代理人の署名による訂正も可能です。

届出等代理人証明書

受理番号

届出等代理人証明書

住所

新潟県加茂市 XX 町△△△番◇◇号

氏名

加茂次郎

生年月日

昭和〇〇年 〇月 〇日生

上記の者は、令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における立候補の届出などの各種届出等*について、私に代わって届出等に関する事務（届出書類等の訂正を含む）を行う者であることを証明します。

令和5年4月16日

住所（候補者の住所）

新潟県加茂市〇〇町 XXX 番地□

候補者（候補者の署名又は記名押印）

氏名

選挙太郎

*特定の手続きのみ委任する場合は、その内容が分かるように記入し、委任者を分けて委任する必要がある場合は別葉とすること。

（例：「公費負担に関する届出等」、「選挙公報の掲載に関する申請」など）

事前審査

1 公費負担制度のあらまし

(1) 公費負担制度の意義

この制度は、「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」、及び「選挙運動用ビラの作成」に要した経費を公費で負担するものです。必要に応じ、経費を請求する契約業者等へも配布をしてください（※様式や手引きは市ホームページでも掲載しております）。

(2) 制度が適用される候補者の範囲

制度が適用される候補者の範囲は限定されており、供託物を没収される候補者は制度が適用されません。

なお、供託物が没収されるのは、次の計算式による得票数に達しない候補者です。

加茂市議会議員：有効投票の総数／市議会議員定数(15) × 1／10 = 法定得票数

加茂市長：有効投票の総数 × 1／10 = 法定得票数

(3) 経費の支払い

費用は候補者を經由せず、市が各契約業者等に直接お支払いします。なお、限度額を超える額は、候補者が負担しなければなりません。

(4) 無投票当選の場合の取扱い

① 選挙運動用自動車の使用

告示日から無投票当選の事由が発生した日までの使用分について、公費負担の対象となります。例えば、告示日の午後5時において立候補者が選挙すべき議員の数を超えないことにより無投票となった場合は、告示日1日が対象となります。

② 選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成

有投票の場合と同様に、各条例で定められた限度内での公費負担となります。

(5) 各種届出及び請求期限

各種届出等の受付は、選挙管理委員会が行いません。また費用の請求は、5月16日（火）までお願いいたします。

支払いは選挙及び当選の効力が確定した後に支払い手続きを始めるため、5月末までにお振り込みいたします。請求後直ちに支払われるものではありませんので、ご了承ください。

2 公費負担の対象とその限度額

	公費負担の対象	公費負担の限度額		
選挙運動用自動車の使用 (1)か(2)を選択)	(1)一般運送契約（ハイヤー方式） 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日につき 64,500 円 × 7日間 = 451,500 円		
	(2)その他の契約（個別方式）	①自動車借入れ契約 選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額（同一の日については1台に限る）	各日につき 16,100 円 × 7日間 = 112,700 円	①契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行なう者に限る。 ②選挙運動期間中で「(1)一般運送契約」を選択した日は、「(2)その他の契約」の計算の選挙運動の日数から除いて計算する。
		②燃料供給契約 選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（代替車を含む）	7,700 円 × 選挙運動の日数 = 53,900 円	
		③運転手雇用契約 選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額（同一の日については1人に限る）	各日につき 12,500 円 × 7日間 = 87,500 円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数（選挙区内のポスター掲示場数）を乗じた金額	<作成単価の限度額（円未満切り上げ）> $\frac{541.31 \text{ 円} \times \text{掲示場数} + 107,010 \text{ 円}}{\text{掲示場数}}$ = 1,551 円（作成単価） ⇒ 1,551 円 × 106 = 164,406 円		
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価（右に示した単価の限度額以内）に作成枚数を乗じた金額	<作成単価の限度額（円未満切り上げ）> 【市議会議員一般選挙】 7.73 円 × 4,000 枚 = 30,920 円 【市長選挙】 7.73 円 × 16,000 枚 = 123,680 円		

<選挙運動用自動車の使用契約>

次の2種類があり、どちらにするかは候補者が選択します。

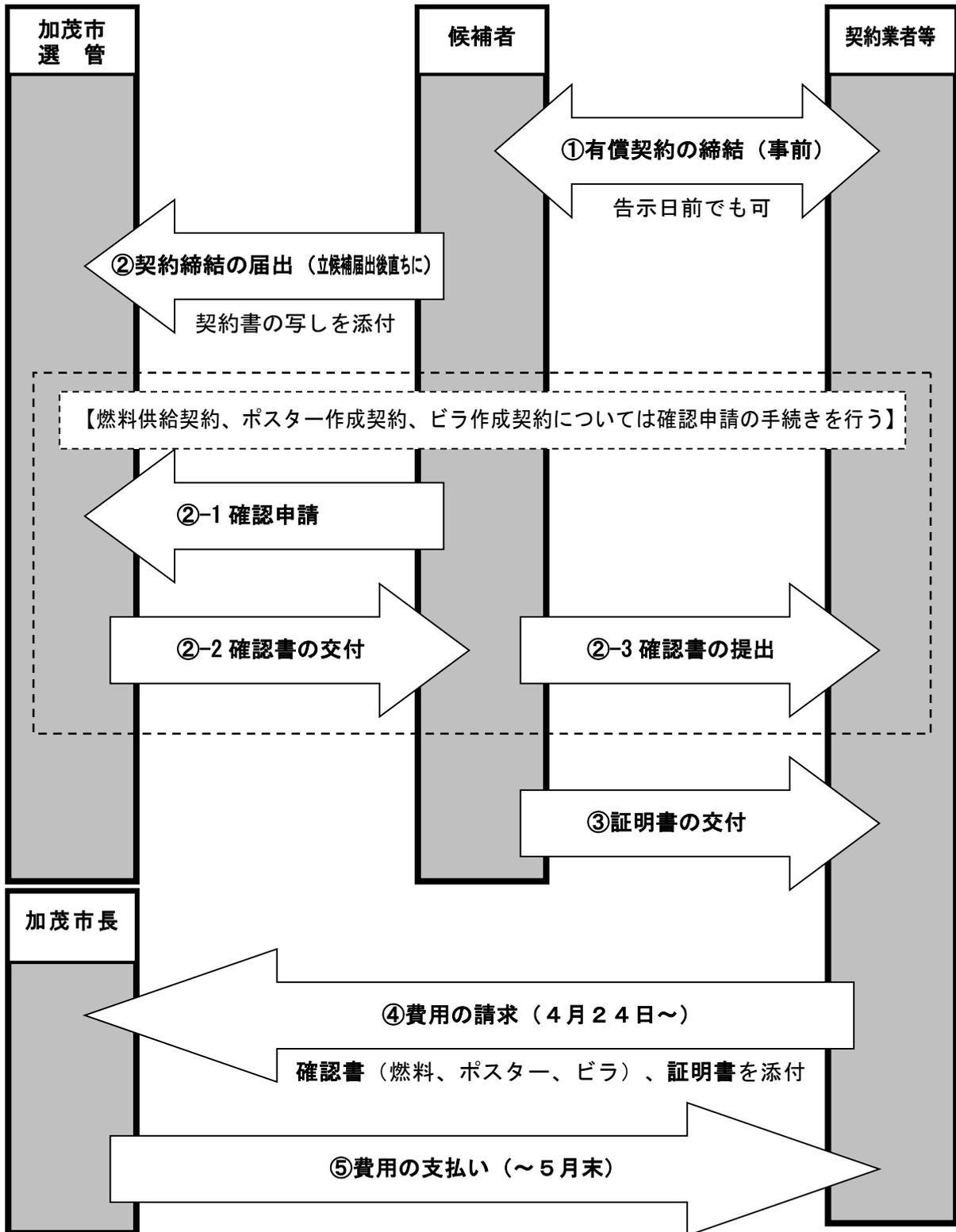
(1)一般運送契約

一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者）との契約をいいます。いわゆるハイヤー方式の借上げです。

(2)その他の契約

自動車借入れ、燃料供給、運転手雇用を別々に契約するものです。この契約の場合、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約にかかる業務を業とする者に限ります。

3 公費負担手続図



- * 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製して、新たな契約書の写しを添えて提出してください。
- * 自動車、運転手、燃料の使用証明書、ポスター、ビラの作成証明書をそれぞれ契約業者等に提出するのは、契約履行後です。

3 (1) 契約締結の届出 (候補者→選管)

この制度の適用を受けようとする候補者は、各有償契約を締結した場合、その届出をしなければなりません。

① 届出書類等

種 類	届出様式	添付書類	届出時期
選挙運動用自動車の使用 (一般運送契約・その他契約共通)	様式1-1 (自動車)	契約書の 写し	立候補届出前の契約 →立候補届出時
ポスターの作成	様式1-2 (ポスター)		立候補届出後の契約
ビラの作成	様式1-3 (ビラ)		→締結後直ちに

② 契約書作成上の留意点

ア 契約日は4月1日以降としてください。契約書の例を掲載しますので、参考にご利用ください。

契約書は必ずしも契約書という名称を有する書類に限らず、使用申込受書というようなものでも差し支えありませんが、書面上次のものが明示されていることが必要です。

※契約の当事者、契約期間、契約数量、契約単価、契約金額、候補者と契約業者等の契約意思など

イ 契約書に記載する契約金額は、公費負担の限度額を上回っても差し支えありませんが、上回った分は公費負担対象外です。

ウ 自動車条例、ポスター条例及びビラ条例で認められている相手（当該契約に係る業務を業として行う者）との契約でなければなりません。

(対象外の事例)

- ・自己契約
- ・親族で同一の生計者のうち業務を業としていない者との契約
- ・契約する権利を有していない者との契約

エ 契約内容に変更が生じた場合は、直ちに契約変更届出書を契約届出書に準じて調製し、新たな契約書の写しを添えて提出してください。

【Q & A】

Q 契約の相手方が下記の場合でも公費負担の対象になりますか？

- ①ハイヤー会社の代表取締役を務める候補者が当該会社と一般運送契約を締結した場合
- ②知人の自家用車を借り入れる場合

A どちらも公費負担の対象になります。

- ① ハイヤー会社については、あくまで候補者個人と会社との契約である以上、当然に対象となります。
- ② 一般運送契約以外の契約で対象外となるのは、「候補者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者」との契約ですので、知人は対象となります。

Q ポスター作成契約を作業段階別で行った場合はどうですか。

(例) デザインをデザイン業者と、写真撮影を撮影業者と、印刷を印刷業者とそれぞれ契約した場合

A 規定上、契約の相手方は「ポスターの作成を業とする者」でなければならず、一つの会社に契約をまとめて届出をしてください。

Q 契約書には収入印紙が必要ですか。

A 一般運送契約、ポスター作成及びピラ作成契約について、印紙が必要になります。

①一般運送契約

印紙税法別表番号1の4に掲げられている運送に関する契約書に当たり収入印紙が必要になります。

その他の契約（自動車の借入れ、燃料供給、運転手雇用）については、「候補者の指示及び責任において運行し、業者が主体となって運行していないこと、また、3ヶ月以内の短時間の契約であることから、収入印紙の貼付は必要がない。」とされています。

②ポスター作成契約

請負に関する契約に考えられ、1万円以上の契約金額のものは収入印紙が必要になります。

※ 契約届出書に添付するのは契約書の写しでよく、印紙税法に基づき正しく収入印紙が貼付されているか否かは受付審査の対象ではありません。

3(2)-1 確認申請 (候補者→選管)

3(2)-2 確認書の交付 (選管→候補者→契約業者等→選管→市長)

「燃料供給契約」、「ポスター作成契約」、「ビラ作成契約」については、公費負担の対象となるものの確認をするため、確認申請が必要です。

【確認書の意義】

- ・ 契約業者等ごとに市が公費負担できる限度額又は限度枚数を示すものです。
- ・ 契約業者等は、この確認された額又は枚数以内で請求することになります。

① 申請書類等

種類	届出様式	添付書類	申請時期
燃料供給契約	様式2-1(燃料)	なし	契約締結届出後速やかに
ポスターの作成	様式2-2(ポスター)		
ビラの作成	様式2-3(ビラ)		

② 申請に当たっての留意点

- ア この申請は契約締結の届出をしたものに限られます。
- イ 複数の業者と契約する場合は、それらすべての契約を通じて公費負担の限度額及び限度数量以内でなければなりません。
- ウ この申請は契約業者等ごとに行い、それぞれの申請書には、すでに確認を受けた(又は確認申請中のもの)金額又は枚数を記載する必要がありますので、申請の控又は写を保管しておいてください。

③ 確認書の交付

加茂市選挙管理委員会の確認後に確認書を交付しますが、この確認書は契約の相手方に渡して
ください。

3 (3) 証明書の交付 (候補者→契約業者等)

候補者が、自動車の使用、ポスターの作成、ピラの作成を公費負担により行うときは、次により証明書を作成し、契約業者等にそれぞれ1部を交付しなければなりません。

【証明書の意義】

- 候補者が、あらかじめ契約業者等ごとに使用する燃料の額又は作成するポスターの数若しくはピラの数^①を証明するものです。

① 証明書の種類等

種 類		届出様式	添付書類	交付時期	
選挙運動用 自動車の使用	一般運送契約	様式4-1 (自動車)	なし	契約履行後 速やかに	
	その他の契約	自動車借入れ			様式4-1 (自動車)
		燃料供給	様式4-2 (燃料)		給油伝票の写し
		運転手雇用	様式4-3 (運転手)		
ポスターの作成		様式5-1 (ポスター)	なし		
ピラの作成		様式5-2 (ピラ)			

② 証明書交付の留意点

ア この証明は、契約ごとに作成してください。

イ 燃料供給の場合に添付する「給油伝票の写し」とは、下記の事項が記載されている書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいいます。

- ① 燃料の供給を受けた日付
- ② 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字
- ③ 燃料供給量
- ④ 燃料供給金額

*レシートの場合、単価契約をしているため金額が入らないことがあります。その際は、業者から手書きで金額を入れてもらい、担当か会社の署名又は押印等してもらってください。

ウ 証明書を契約業者等に交付するのは、契約履行後です。

3 (4) 費用の請求 (契約業者等→選管→市長)

契約締結の届出から証明書の交付までの事務が完了したものについて、契約業者等は、当該候補者が、供託物を没収されないことを選挙期日の翌日（4月24日）以降に加茂市選挙管理委員会に確認のうえ、下記により請求書を作成し、提出してください。

① 請求書の種類等

種類		届出様式	添付書類	請求期限	
選挙運動用 自動車の使用	一般運送契約	様式6-1（自動車） 請求内訳（自動車）	証明書のみ	5月16日（火） まで	
	その他の契約	自動車借入れ	様式6-1（自動車） 請求内訳（借入れ）		証明書のみ
		燃料供給	請求内訳（燃料）		証明書・確認書 給油伝票の写し
		運転手雇用	請求内訳（運転手）		証明書のみ
ポスターの作成		様式6-2（ポスター） 請求内訳（ポスター）	証明書・確認書		
ビラの作成		様式6-3（ビラ） 請求内訳（ビラ）			

② 請求に関する留意点

- ア 上記区分に従い、契約ごとに1部作成してください。
- イ 請求者の印を必ず押してください。
- ・法人の場合 代表者の印（社印も押してください）
 - ・個人の場合 請求者の印
- ウ 契約した単価又は使用した数量に端数があるため、1日当たりの請求金額等に円未満の端数が出る場合は、次のいずれかの方法によることとし、円未満を切り上げることはないようお願いします。
- ・1日ごとに円未満を切り捨て、合計金額を計算する。
 - ・1日ごとの金額または円未満をそのまま残し、合計金額の段階で円未満を切り捨てる。
- エ 支払いは口座振替により行います。口座の名義と請求書に記載されている請求者の名称は、同一のものとしてください。また支払先口座の名義は少しの間違いも許されませんので、名義人欄の記入に当たっては必ずフリガナも記入してください。なお、市選管の振込名義は「カモシソウムカ」です。
- オ 請求書を書き損じた場合、訂正はできません。新たに書き直してください。

【Q & A】

Q 市への請求前に候補者が代金の支払いをしてしまった場合はどうなりますか。

A この制度は、条例に基づき各契約業者等に市が直接その費用をお支払いするものですので、その趣旨をご理解いただき、既に候補者が支払った金額については仮払い等で処理するなどの方法を講じて候補者に返却してください。

Q 消費税はどのような扱いになりますか。

A 公費負担における市への請求根拠は「単価×数量」であり、消費税については特に定められておりません。したがって、仮に、消費税を含めた契約を行なう場合、消費税分を単価に含めるなどして「単価×数量＝契約額（請求額）」の形にし、契約額に消費税をかけるような外税方式での請求はしないでください。

Q 市からの支払はいつごろになりますか。

A 選挙及び当選の効力が確定した後にお支払い手続きを始めます。

※ 選挙及び当選の効力が確定する時期とは、選挙に関する争訟関係が確定した時です。例えば、選挙期日が4月23日の市長選挙及び市議会議員選挙において、選挙及び当選の効力に関する異議申出が申出期間内（5月8日まで）に無かった場合、5月9日午前0時をもって当該効力が確定します（無投票当選の場合も同じ）。

各様式記載例



選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

令和5年4月16日

日付は告示日以降

加茂市選挙管理委員会 様

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和5年4月23日執行の市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者 加茂 太郎

- ・1と2はいずれか一方のみの記載としてください。
- ・契約年月日は4/1以降としてください。
- ・公費負担限度額ではなく、契約書どおりに記載してください。

1 一般旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年4月1日	加茂市××町□番△号 下条タクシー(株) 代表取締役 ○○ ○○	4/16~4/22	451,500 円	
令和5年 月 日		~	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年4月1日	加茂市○○△△番地 七谷レンタカー(株) 代表取締役 ○○ ○○	4/16~4/22	112,700 円	
運転手の雇用	令和5年4月1日	別紙のとおり	複数の方と契約する場合です		
燃料代	令和5年4月1日	加茂市○○△番□号 粟ヶ岳石油(株) 代表取締役 ○○ ○○	新潟○○○ あ△△-△△	56,000 円	@140

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の契約内容欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別紙

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
運転手の雇用	令和5年 月 日	加茂市××町□番△号 ○○ ○○	4/16～4/19	50,000 円	
	令和5年 月 日	加茂市××町×番□号 ×× ××	4/20～4/21	25,000 円	
	令和5年 月 日	加茂市○○町 ○丁目△△番×号 AA AAA	4/22～	12,500 円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
	令和5年 月 日		～	円	
燃料代	令和5年 月 日		0	円	
	令和5年 月 日		0	円	
	令和5年 月 日		0	円	

ポスター作成契約届出書

次のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

令和5年4月16日

日付は告示日以降

加茂市選挙管理委員会様

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

- ・契約年月日は4/1以降としてください。
- ・公費負担限度額ではなく、契約書どおりに記載してください。

候補者

加茂 太郎

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年 4月1日	加茂市〇〇町△番□号 雪椿印刷所(株) 代表取締役 〇〇 □	120 枚	144,000 円	@1,200
令和5年 月 日		枚	円	
令和5年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

令和 5 年 4 月 16 日

日付は告示日以降

加茂市選挙管理委員会 様

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者 加茂 太郎

- ・ 契約年月日は 4/1 以降としてください。
- ・ 公費負担限度額ではなく、契約書どおりに記載してください。

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和 5 年 月 日	三條市××町□番△号 XX印刷所(株) 代表取締役 ○○ □□	5,000 枚	35,000 円	@7
令和 5 年 月 日		枚	円	
令和 5 年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

自動車燃料代確認申請書

次の自動車燃料代につき、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号ロの規定による確認を受けたいので申請します。

令和5年4月 **16**日

日付は契約届出日以降

加茂市選挙管理委員会 様

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者 **加茂 太郎**

記

1 契約年月日 令和5年 **4**月 **1**日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

加茂市〇〇△番□号粟ヶ岳石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

新潟〇〇〇 あ △△-△△

公費負担限度額 (7,700円×7日
= 53,900円) 以内を記入してください。

4 確認申請金額 [**53,900** 円]

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	0 円	0 円
今回の購入金額 (b)	56,000 円	53,900 円
燃料代計 (a) + (b)	56,000 円	53,900 円
備 考		

備考

- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から加茂市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成枚数確認申請書

次のポスター作成枚数につき、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和5年4月 **16**日

日付は契約届出日以降

加茂市選挙管理委員会 様

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者 **加茂 太郎**

記

1 契約年月日 令和5年 **4**月 **1**日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〔 **加茂市〇〇町△番□号**
雪椿印刷所(株) 代表取締役 ○○ □ 〕

公費負担限度以内を記入してください。
ポスター：ポスター掲示場数 = 106

3 確認申請枚数 [**106** 枚]

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	120 枚	106 枚
枚 数 計 (a)+(b)	120 枚	106 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から加茂市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定による確認を受けたいので申請します。

令和5年4月16日

日付は契約届出日以降

加茂市選挙管理委員会様

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

令和5年4月23日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

候補者 加茂 太郎

記

1 契約年月日 令和5年4月1日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

〔 三条市××町□番△号 XX印刷所(株) 代表取締役 ○○ □□ 〕

公費負担限度以内を記入してください。
ビラ：市議：4,000、市長：16,000

3 確認申請枚数 [4,000 枚]

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	0 枚	0 枚
今 回 の 枚 数 (b)	5,000 枚	4,000 枚
枚 数 計 (a)+(b)	5,000 枚	4,000 枚
備 考		

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から加茂市選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

確認番号 第 号

選管が発行する書類です。
ポスター及びビラの確認書は省略します。

様式 3 - 1 燃料

自動車燃料代確認書

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条第2号ロの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号ロに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

令和5年4月**16**日

加茂市選挙管理委員会
委員長 涌井タヅ子 印

記

- 1 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙
- 2 候補者の氏名 **加茂 太郎**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
新潟〇〇〇 あ △△-△△
- 4 確認金額 **53,900** 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払いの請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払いの請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。

個別に契約をする場合です。

選挙運動用自動車使用証明書

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

令和 5 年 4 月 24 日

契約届出以降かつ契約履行後の日付を記入してください。

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者 加茂 太郎

記

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	加茂市〇〇△△番地 七谷レンタカー(株) 代表取締役 〇〇 〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額
トヨタ ハイエース 新潟〇〇〇 あ △△-△△	4 月 16 日 ~ 22 日	112,700 円
	日	円
	実績を記入してください。	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日あたり次の金額までです。
 - 一般旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500 円
 - (1) 以外の場合 16,100 円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の 1) とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の 2) とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により 2 台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 台に限られていますので、その指定をした 1 台のみについて記載してください。
- 5 の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び 6 の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名又はその他の措置がある場合はこの限りではありません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

契約届出以降かつ契約履行後の日付を記入してください。

令和 5 年 4 月 24 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙

加茂市議会議員一般選挙

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者

加茂 太郎

記

実績を記入してください。

燃料供給事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		加茂市〇〇△番〇号 粟ヶ岳石油(株) 代表取締役 〇〇 〇〇			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考	
4月 16日	新潟〇〇〇 あ △△-△△	55 ℓ	7,700 円	@140	
17日	"	60 ℓ	8,400 円		
18日	"	15 ℓ	2,100 円		
19日	"	52 ℓ	7,280 円		
20日	"	58 ℓ	8,120 円		
21日	"	54 ℓ	7,560 円		
22日	"	56 ℓ	7,840 円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

運転手ごとに作成してください。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

契約届出以降かつ契約履行後の日付を記入してください。

令和 5 年 4 月 24 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者 加茂 太郎

記

運転手の氏名及び住所	加茂市××町□番△号 〇〇 〇〇		
雇 用 年 月 日	報 酬	の 額	備 考
4 月 16 日	12,500	円	
17 日	12,500	円	
18 日	12,500	円	
19 日	12,500	円	
日		円	
日		円	
日		円	

備考

- この証明書は、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が加茂市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、加茂市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車 1 台につき 1 日を通じて 12,500 円までです。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定をした 1 人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、加茂市に支払を請求することはできません。
- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

契約届出以降かつ契約履行後の日付を記入してください。

令和 5 年 4 月 **24** 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者

加茂 太郎

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	加茂市〇〇町△番□号 雪椿印刷所(株) 代表取締役 ○○ □
作成枚数	120 枚
作成金額	144,00 円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	106

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$541.31 \text{ 円} \times \text{掲示場数} + 107,010 \text{ 円}$ = 単価 (1円未満の端数切り上げ)

掲示場数

※単価×確認された作成枚数=限度額

- 候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

契約届出以降かつ契約履行後の日付を記入してください。

令和 5 年 4 月 **24** 日

加茂市選挙管理委員会 様

令和 5 年 4 月 23 日執行 加茂市長選挙
加茂市議会議員一般選挙

名義人本人が「手書き」する場合、押印は不要ですが、印刷・ゴム印等による「記名」の場合は押印が必要です。

候補者 **加茂 太郎**

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	三條市××町□番△号 XX印刷所(株) 代表取締役 ○○ □□
作成枚数	5,000 枚
作成金額	35,000 円

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が加茂市に支払いを請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、加茂市に支払いを請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数
市議会議員 4,000枚 市長 16,000枚 (2種類まで)
 - 限度額
7円73銭(単価) × 当該作成枚数 = 限度額 (1円未満の端数切上)
- 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

< 契約業者等 → 選管 → 市長 >

ハイヤー方式の場合です。
別々に契約する場合も同様に作成
してください。

様式 6 - 1 自動車共通

請求書（選挙運動用自動車の使用）

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

4月24日以降の日付を記入してください。

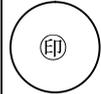
令和5年4月24日

加茂市長様

社印と代表者印を必ず押印してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

加茂市××町□番△号
下条タクシー(株)
代表取締役 ○○ ○○



公費負担の限度額以内を記入してください。

記

1 請求金額 451,500 円

2 内訳
別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 **加茂 太郎**

フリガナを必ず記入してください。

5 入金先

金融機関名	〇〇銀行××支店
口座種別・番号	普通 111111
フリガナ 口座名義	ケシヨクタクシ-カブ 下条タクシー(株) タヒョウトリシマリヤク 代表取締役 ルルル ルルル 〇〇 〇〇

請求書と口座名義は同一となります。

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、加茂市に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

請求内訳（自動車）

（別紙）その1

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年4月	16日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
	17日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
	18日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
	19日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
	20日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
	21日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
	22日 64.500 円×1台= 64.500 円	64,500 円×1台=64,500 円	64.500 円	
合 計			451.500 円	

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳（借入れ）

（別紙）その2

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(1)自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考	
令和5年4月	16 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
	17 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
	18 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
	19 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
	20 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
	21 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
	22 日	16,100 円×1台= 16,100 円	16,100円×1台=16,100円	16,100 円	
合 計			112,700 円		

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

**契約では 400ℓ × 140 円 = 56,000 円だったが、
実績では 350ℓ しか使わなかった例**

請求内訳（燃料代）

（別紙）その 2

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(2)燃料代

販 年 月 日	燃料の供給を受けた選挙 運動用自動車の自動車 登録番号又は車体番号	販売金額(ア)	基 準 限 度 額(イ)	請求金額	備考
令和 5年 4月	16日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 55 ℓ = 7,700 円			
	17日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 60 ℓ = 8,400 円			
	18日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 15 ℓ = 2,100 円			
	19日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 52 ℓ = 7,280 円			
	20日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 58 ℓ = 8,120 円			
	21日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 54 ℓ = 7,560 円			
	22日 新潟〇〇〇 あ △△-△△	140 円 × 56 ℓ = 7,840 円			
合 計		49,000 円	53,900 円	49,000 円	

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、確認書に記載された額の合計を記入してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）又は（イ）のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求内訳（運転手）

（別紙）その2

請求内訳書（一般旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

(3)運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考	
令和5年4月	16 日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
	17 日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
	18 日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
	19 日	12,500 円	12,500円	12,500 円	
	日	円	12,500円	円	
	日	円	12,500円	円	
	日	円	12,500円	円	
合 計	50,000 円	/	50,000 円		

備考

「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

請求書（ポスターの作成）

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

4月24日以降の日付を記入してください。

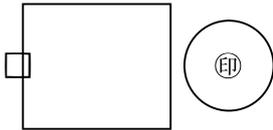
令和5年4月24日

加茂市長様

社印と代表者印を必ず押印してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

加茂市〇〇町△番□号
雪椿印刷所(株)
代表取締役 〇〇



公費負担の限度額以内を記入してください。
以下は単価 1,200 円で 120 枚作成した場合の例
となります。106 枚までしか公費で負担できま
せんので、1,200×106 となります。

記

1 請求金額 127,200 円

2 内訳
別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 加茂 太郎

フリガナを必ず記入してください。

5 入金先

金融機関名	××銀行
口座種別・番号	普通 123456
フリガナ 口座名義	ユキヅキ キンクワシヨウカブシカイシャ 代表取締役 〇〇

請求書と口座名義は同一となります。

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、加茂市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したポスターの見本1枚（写し可）を添付してください。

（別紙）

請求内訳書

加茂市選挙 区における ポスター 掲示場数	作成枚数			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
106 か所	円 1,200	枚 120	円 144,000	円 1,551	枚 106	円 164,406	円 1,200	枚 106	円 127,200	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 107,010 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1 円未満の端数切り上げ)}$$
- 3 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄を比較して少ないほうの額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄を比較して少ないほうの枚数を記載してください。

請 求 書 (ビ ラ の 作 成)

加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払いを請求します。

4月24日以降の日付を記入してください。

令和5年4月24日

加 茂 市 長 様

社印と代表者印を必ず押印してください。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

三条市××町□番△号
XX印刷所(株)
代表取締役 ○○ □□

公費負担の限度額以内を記入してください。
以下は市議候補者、単価7円で5,000枚作成した場合の例となります。市議4,000枚(市長16,000枚)までの公費負担となりますので、7×4,000となります。

記

1 請求金額 28,000 円

2 内訳
別紙請求内訳書のとおり

3 令和5年4月23日執行 加茂市長選挙、加茂市議会議員一般選挙

4 候補者の氏名 **加茂 太郎**

フリガナを必ず記入してください。

5 入金先

金融機関名	△△銀行××支店
口座種別・番号	普通 654321
フリガナ 口座名義	三 条 市 三 条 町 〇 〇 番 〇 〇 号 X X 印 刷 所 (株) 代 表 取 締 役 ○ ○ □ □

請求書と口座名義は同一となります。

備考

- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、加茂市に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合には各1枚、写し可)を添付してください。

（別紙）

確認書に記載された枚数（市議 4,000 枚以内、市長 16,000 枚以内）を記載してください。

請求内訳書

作成枚数			基準		請求金額				備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
円 7	枚 5,000	円 35,000	円 7.73	枚 4,000	円 30,920	円 7	枚 4,000	円 28,000	

備考

- 1 D 欄には、7 円 7 3 銭を記載してください。
- 2 E 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 G 欄には、A 欄と D 欄を比較して少ないほうの額を記載してください。
- 4 H 欄には、B 欄と E 欄を比較して少ないほうの枚数を記載してください。

このページ以降は各種契約書の例です。
例示する様式によるものでなくとも構いません。

【自動車一般運送契約

選挙運動用自動車運送契約書

収入印紙

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の運送に
ついて、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号 _____

3 台数 1台

4 使用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日

5 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円 (税込) × _____日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名 (印)

乙 住 所
名 称 (印)
代表者 (印)

選挙運動用自動車運送契約書

収入印紙

加茂市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市長選挙における選挙運動のための自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用

2 車種及び登録番号 _____

3 台数 1台

4 使用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日

5 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円 (税込) × _____日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市長候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車賃貸借契約】

選挙運動用自動車賃貸借契約書

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の賃貸借
について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 _____
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日
- 5 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円 (税込) × _____日間

6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名 (印)

乙 住 所
名 称 (印)
代表者 (印)

【自動車賃貸借契約】

選挙運動用自動車賃貸借契約書

加茂市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市長選挙における選挙運動のための自動車の賃貸借について、
次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために使用
- 2 車種及び登録番号 _____
- 3 台数 1台
- 4 使用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日
- 5 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円 (税込) × _____日間

6 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市長候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車燃料供給契約】

選挙運動用自動車燃料供給契約書

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日
- 2 車種及び登録番号 _____
- 3 燃料の種類 _____
- 4 契約金額 _____円
単価1ℓ _____円 (税込) とし、請求は期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

- 5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

- 6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車燃料供給契約】

選挙運動用自動車燃料供給契約書

加茂市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市長選挙における選挙運動のための自動車の燃料供給について、
次のとおり契約を締結する。

- 1 供給する期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日
- 2 車種及び登録番号 _____
- 3 燃料の種類 _____
- 4 契約金額 _____円
単価1ℓ _____円 (税込) とし、請求は期間中の供給量に単価を乗じた金額とする。

5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。
なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。
ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他
この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市長候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車運転手雇用契約】

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動のための自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために雇用

2 車種及び登録番号 _____

3 雇用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日

4 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円× _____日間

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

【自動車運転手雇用契約】

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

加茂市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市長選挙における選挙運動のための自動車の運転手の雇用について、次のとおり契約を締結する。

1 雇用目的 公職選挙法第141条に基づく選挙運動のために雇用

2 車種及び登録番号 _____

3 雇用期間 令和5年4月 日～令和5年4月 日

4 契約金額 _____円
内訳 1日 _____円× _____日間

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市長候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

選挙運動用ポスター作成契約書

収入印紙

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 作成目的 公職選挙法第143条第1項第5号ポスター

2 作成枚数 _____枚

3 規 格 長さ42cm×幅30cm

4 契約金額 _____円
内訳 1枚 _____円× _____枚

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者

住 所 加茂市

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

Ⓜ

選挙運動用ポスター作成契約書

収入
印紙

加茂市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市長選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次の
とおり契約を締結する。

1 作成目的 公職選挙法第143条第1項第5号ポスター

2 作成枚数 _____枚

3 規 格 長さ42cm×幅30cm

4 契約金額 _____円
内訳 1枚 _____円× _____枚

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市長候補者
住 所 加茂市
氏 名 ⑩

乙 住 所
名 称 ⑩
代表者 ⑩

選挙運動用ビラ作成契約書

収入印紙

加茂市議会議員一般選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市議会議員一般選挙における選挙運動用ビラの作成について、
次のとおり契約を締結する。

- 作成目的 公職選挙法第142条第1項第6号ビラ
- 作成枚数 _____枚
- 規格 長さ29.7cm×幅21cm
- 契約金額 _____円
内訳 1枚 _____円× _____枚

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市議会議員一般選挙候補者

住 所 加茂市

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ

Ⓜ

選挙運動用ビラ作成契約書

収入
印紙

加茂市長選挙候補者 _____ (以下「甲」という) と
_____ (以下「乙」という) は、
令和5年4月23日執行の加茂市長選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり
契約を締結する。

- 作成目的 公職選挙法第142条第1項第6号ビラ
- 作成枚数 _____枚
- 規格 長さ29.7cm×幅21cm
- 契約金額 _____円
内訳 1枚 _____円× _____枚

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、加茂市議会議員及び加茂市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例に基づき、加茂市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、加茂市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により加茂市に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 加茂市長候補者
住所 加茂市
氏名

Ⓜ

乙 住所
名称
代表者

Ⓜ

Ⓜ